

## 藤崎町物品購入に係る条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、藤崎町が発注する物品購入について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「条件付き一般競争入札」とは、藤崎町が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(入札方式)

第3条 物品購入条件付き一般競争入札は、郵便による入札とする。郵便による入札に関する必要事項は入札公告により公告するものとする。

(物品購入に係る条件付き一般競争入札の対象)

第4条 物品購入に係る条件付き一般競争入札は、原則として執行予定価格が700万円以上の場合に実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条又は第167条の2に該当し条件付き一般競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法によることができものとし、執行予定額が前項に定める金額未満であっても、条件付き一般競争入札に付することが適当と認める場合は、条件付き一般競争入札を実施することができるものとする。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 藤崎町財務規則（平成17年藤崎町規則第47号。以下「財務規則」という。）第118条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 藤崎町の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

2 町長は、前項に掲げるもののほか、案件ごとに必要と認める要件を入札参加資格として定めることができる。

(参加資格の決定)

第6条 町長は、前条第2項の入札参加資格を設定しようとするときは、物品購入条件付き一般競争入札参加資格設定計画書（様式第1号）を作成し、指名審査会の審査に付すものとする。

(公告)

第7条 町長は、物品購入条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日の前日から起算して少なくとも10日前までに施行令第167条の6第1項の規定に基づき、入札公告（様式第2号）によりその周知を図るものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日に限り短縮することができる。

(入札参加資格申請書)

第8条 物品購入条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、物品購入条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）

を、当該公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を物品購入条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、入札参加資格がないと認めた者(以下「不適合者」という。)に対してはその理由を付して通知するものとする。

3 不適合者は、審査結果通知書に定める期日までに物品購入条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書(様式第5号)により不服を申し立てることができるものとする。

4 町長は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、物品購入条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書(様式第6号)により速やかに回答するものとする。

5 町長は、前項により入札参加資格があると認めた場合は第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第10条 町長は、前条第1項又は第5項の規定により、条件付き一般競争入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 第6条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。

(2) 藤崎町物品製造等業者指名停止要領(令和2年藤崎町訓令第14号)に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(3) 第9条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか物品購入条件付き一般競争入札に参加させることが、不相当と認められるとき。

(質疑応答)

第11条 質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑応答書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の質疑があったときは、公告の定める期日までに質疑応答書により回答するものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で財政課契約担当まで連絡の上、入札日の前日まで入札辞退届を持参して提出するものとする。

(入札の執行)

第13条 条件付き一般競争入札は、財務規則第133条第1項に基づき執行するものとする。

(入札経緯の公表)

第14条 町長は、落札者の決定後、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。

2 前項の公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法により行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第15条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この告示に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号～7号  
[別紙参照]